

## 令和8年度 第1回千葉県環境影響評価委員会 会議録

### 1 日 時

令和8年5月15日（金） 午後2時30分から午後4時40分まで

### 2 場 所

千葉市文化センター5階セミナー室

### 3 出席者

委 員：齋藤委員長、井上副委員長、伏見委員、飯泉委員、松田委員、洞田委員、  
八田委員、笹川委員、水田委員、安立委員、岡山委員、本間委員  
(12名)

事務局：環境生活部 庄山次長、渡邊環境対策監  
環境政策課 内田課長、柚澤副課長、眞田班長、伊藤主査、  
中村主査、永島副主査、二上副主査

傍聴人：3名

### 4 議 題

- (1) (仮称) 銚子西風力発電事業に係る環境影響評価方法書について（審議）
- (2) その他

### 5 結果概要

- (1) (仮称) 銚子西風力発電事業に係る環境影響評価方法書について（審議）  
事務局及び事業者から資料に沿って説明があり、審議が行われた。
- (2) その他  
特になし。

審議等の詳細については別紙のとおり。

[資料]

- 資料 1 (仮称) 銚子西風力発電事業に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料 2 (仮称) 銚子西風力発電事業に係る環境影響評価方法書  
委員から寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解
- 資料 3 市長意見の提出状況  
(仮称) 銚子西風力発電事業に係る環境影響評価方法書)
- 資料 4 環境影響評価方法書に対する住民等意見の提出状況  
(仮称) 銚子西風力発電事業に係る環境影響評価方法書)
- 資料 5 答申案審議に向けた論点整理  
(仮称) 銚子西風力発電事業に係る環境影響評価方法書)

## 別紙 審議等の詳細

### 議題（１）（仮称）銚子西風力発電事業に係る環境影響評価方法書について（審議）

○事務局より資料1について説明。

質疑なし

○事業者より資料2について説明。

（委員）

資料2のNO. 5の追加回答で、「2基の風力発電機については地権者交渉を終えている」旨の記載があるが、具体的にはどこに風力発電機を設置する予定なのか。

（事業者）

候補地のうち2箇所は地権者交渉を終えているが、最終的には候補地全ての地権者交渉や測量設計等の結果を踏まえて風車の配置を決定することになるため、現時点では設置箇所は決まっていない。

（委員）

今回の事業計画について、何がどの程度決まっているか。現在の状況を説明いただきたい。

地権者と協議を行っている箇所は北西側の新たな事業区域であり、そのうちの2箇所は地権者交渉を終えているという認識で良いか。

(事業者)

現在、新設風車の設置箇所、工事箇所、風車のブレードの旋回範囲の地権者と協議を行っているところである。

また、既設風車を更新する場所においても、風車が大型化することに伴いブレードの範囲が広がることから、広がった範囲の地権者と交渉を進めているところである。仮にそれらの地権者から了承をいただけなかった場合、風車の位置をずらすことになりうるという状況である。さらに、土地の境界が全て確定しているわけではないので、測量や土地の境界付近で各地権者の了承を得る必要がある。

以上のとおり、ほとんどの地権者の方々に了解いただいている場所はあるものの、まだ確定した場所は出せない状況である。もう少し時間があれば地権者との交渉がまとまるので、風車の詳細な位置は準備書で示す。

(委員)

方法書の135ページに下水道の整備状況の記載がある。他の案件では同じような記載を見たことがないが、今回の事業で下水道について記載した理由を教えてください。また、この記載は銚子市、旭市全体の状況であって、事業区域に限定したものではないと思うがどうか。

(事業者)

法アセスでは地域特性の記載内容に下水道を含めることが通例となっている。例えば、現場事務所を設置する場合に生活排水などを下水に流す場合が想定されることから、下水道の状況の把握が必要となる。今回は条例の対象事業であるが、やや大きい規模の事業となるため、下水道の状況を把握した。

方法書に記載した下水道の範囲については、御認識のとおり銚子市、旭市全体の状況を記載したものとなる。事業区域内の下水道敷設状況を局所的に把握することは、仮に市に問い合わせても個人情報保護を理由に情報が開示されないため困難である。そこで、関係

市全体を対象として情報を収集・整理したところである。

(委員)

今回の事業では、工事に当たり仮設トイレを設置する計画はあるのか。

(事業者)

工事期間が長くなることから、仮設トイレは設置する予定である。排水は汲み取り式で処分するため、下水道には流さない予定である。

(委員)

工事の実施に伴う廃棄物の発生が見込まれているが、仮設トイレのし尿処理についてはこの廃棄物の中に含まれるのか。

(事業者)

し尿処理については、方法書に特出しして記載するほどの内容でないと認識しているが、工事の実施に伴い発生する廃棄物の中で対応する。

(委員)

本事業は既設風車を撤去した後に新たに風車を設置する計画である。今回の環境影響評価の対象とする事業範囲に関して前回の委員会で議論があったところだが、既設風車の撤去については、既設風車を設置する際の環境影響評価に含まれるのではないかと思う。過去、既設風車を設置した際に環境影響評価は行っているのか。

(事務局)

既設風車については、風力発電事業が環境影響評価の対象事業となる前に設置されているため、環境影響評価は行われていない。

(委員)

方法書の214ページを確認すると、供用時に工作物を撤去又は廃棄する予定はないとの理由で、「土地又は工作物の存在及び供用」の活動要素区分において「工作物の撤去及又は廃棄」の項目を選定していない。しかし、工作物は永久に使用できるものでないため、作っただけで廃棄物が発生することになるが、事業者の考えはどうか。

(事業者)

法アセスの事例で、風力発電事業において供用後の風車の撤去に伴い発生する廃棄物を環境影響評価に含めているものは見たことがないが、検討させていただきたい。

(委員)

法アセスでの取り扱いについては理解するが、環境影響評価の本質的な意義を考えると、ライフサイクルアセスメントの概念に基づいて考えるべきである。供用後の風車の撤去に伴い発生する廃棄物についてはどのように扱うか示していただきたい。

(委員)

新設風車の供用後の撤去が法アセスにおいて環境影響評価の対象でない場合、既設風車の撤去も環境影響評価に含まれないことを踏まえると、「風車の撤去」がどの時点においても環境影響評価の対象にならないということになる。しかし、風車を撤去する際は廃棄物の発生等、非常に大きな環境への負荷が生じるものである。他事例の環境影響評価において風車の撤去がどのように扱われているかご存じか。

(委員)

詳細に調べているわけではないが、風車の撤去を含めている事例はほとんどないと思う。ただし、ライフサイクルアセスメントの考え方に基づくと、含めるという考え方もできると思う。また、事業者としては将来の不確実な計画を示しにくいところもあると思うが、

事業者の方針を示していただき、可能な限り計画をオープンにすることにより住民等と合意形成を図る必要があると考える。

(委員)

いまの議論を踏まえると、既設風車の撤去も新設風車の供用後の撤去も環境影響評価の対象にならないということになると思うが、様々な廃棄物が発生すること等を踏まえると、何らかの形で環境に配慮させるべきと思う。県としてはどのように考えるか。

(事務局)

ライフサイクルアセスメントという考え方が重要という認識は同じである。一方で、環境影響評価の制度として考えると新設した風車の撤去まで対象に含むものではないと考えている。

(委員)

方法書では既設風車の撤去は本環境影響評価に含めないと記載があり、新設風車の撤去については含めるとしていたが、事業者は前回の委員会で「準備書において含めないと訂正する」としており、結果として、既設・新設いずれの撤去も環境影響評価に含めないとこととなる。本事業は既設風車を撤去した上で進めるものであるが、その際に発生した廃棄物の扱いはどうなるのか。既設風車の撤去に関しては、廃棄物も対象にしないということか。

(事業者)

既設風車の撤去は本事業と一連の事業ではないので、今回の環境影響評価の中で事業に含めて廃棄物の発生量を示すことは難しい。一方で、最近再エネ事業について、設計段階で諸問題が発生していることは、事業者としても認識しているので、環境影響評価の項目の中で示すことは難しい場合であっても、例えば第2章の事業概要の中で、どのような手

法で廃棄物を処分するかなどの方針を示すことは可能と思うので、記載について検討したい。

(委員)

昨今、落雷によりブレードが損傷し、耐用年数が経過する前に破損する事例が散見されている。そのように、供用中の不測の事態で撤去などが必要となる場合については環境影響評価の対象となるのか。

(事務局)

事故時の対応については、環境影響評価の中で検討するものではなく、電気事業法の中で対応されることが通常と考えている。

(委員)

私も同じ認識である。

○事務局より資料3～5について説明。

(委員)

資料5の5ページの3(7)廃棄物について、「ボーリング調査を行うこと等により地下の廃棄物量等の把握に努めること」とあるが、事業者はボーリング調査を実施することが出来るのか。

(事務局)

この意見は、廃棄物が存在する可能性のある箇所全てでボーリング調査の実施を求めるものではなく、工事を実施する場所の地中の状況を把握することを求めるものである。一般的に風車を設置する箇所ではボーリング調査を実施することとなる。

(委員)

ミニ処分場や不法投棄現場の位置について県は把握しているのか。

(事務局)

把握しているものがあり、事業区域内に存在することも確認している。一方で、不法投棄場所や届出が不要だった処分場については廃棄物が埋まっている土地の範囲が明確に把握できていないものもあり、実際には掘削しないと分からない状況であるため、このような記載としている。

(委員)

銚子市長から意見のあった文化財に関する事項は、論点整理に入れたほうが良いと考える。また、事業区域の近くを流れる高田川では、チバニアン在地層が確認されている。事業実施に当たってはそのことを把握しておく必要がある。

(事務局)

文化財に関する意見は、環境影響評価で扱う項目でないので、論点整理の中に入れることは難しいと考えるが、別途事業者には伝えたいと考えている。

チバニアンについても、事業者が重要性を理解していることが大事だと思う。

(委員)

古墳などの文化財は、景観や人触れに分類することも困難であり、環境影響評価の意見として整理することは難しいと思うが、例えば地域特性に入れることはできるか。

(事務局)

地域特性の中に情報として入れさせていただく。

(委員)

建設工事の機械について、低騒音型のものを使用するよう意見することがある。風車についても、将来的に風車を設計する際に低騒音型の風車を選定するよう意見は言えるか。また、落雷の対策が万全な風車を選定するよう求める文言を入れることは可能か。

(事務局)

おそらく風車を日本で作っているところがないと認識している。実際に低騒音型の風車を選定する余地があるのかなどを調べさせていただく。

(委員)

風車の構造は技術的に良くなっていくと思う。例えば、以前からある技術ではあるが、ブレードにノコギリの歯のようなものを付けることで、風車騒音が発生しにくくなるなどがある。そのことを踏まえて、「低騒音型の風車を選定すること」などの文言をいれていただくと良いと思う。

(委員)

大気質の意見でも、例えば「最新の知見をもとに〇〇すること」といった、将来に期待を込めた意見をすることがある。事務局は、具体的に機能を指定した言い方が難しい場合でも「環境に配慮した機器を導入すること」といったふんわりとした表現でもいいので、何か言えないか検討いただきたい。

(委員)

資料5の2ページ3(1)に累積的な影響に関する意見があるが、他事業者の風車のデータなどをどのように把握する想定なのか。また、住民意見で風車後流の影響について懸念する意見があったが、論点整理に含めなくて良いのか。

(事務局)

累積的な影響として想定されるものは騒音及び超低周波音、日照障害、景観、鳥類等になるが、例えば現地調査を行う際に騒音を測定すれば、他の事業者の影響を把握することが可能と考える。風車後流については、現時点で生活環境等への影響に関する知見がないことから、県として意見することは難しいと考えている。

(委員)

資料5の1ページ1(1)アに、既設風車を撤去した後に新たに風車を設置する旨が記載されている。先程から議論されているとおり、既設風車の撤去は本環境影響評価に含めないということであるが、含めるべきという私の考えはここで述べておきたい。

(委員)

本事業では、既設風車を撤去しないと新設できないのだから、それらは一連の事業ととらえるべきとは思ふ。今回、事業者からは、環境影響評価手続が撤去のスケジュールに間に合わないことや、撤去は別事業者が行うといった説明があったところだが、撤去時に何か問題が生じたら自治体にも責任が生じる。撤去を本環境影響評価に含めることを求めることは難しいと思うが、何か廃棄物に関して意見に盛り込むことはできないか。

(事務局)

環境影響評価の対象外となっているものに対して意見をすることは難しいかもしれないが、準備書への記載を求めること等を検討したい。

(委員)

答申に含めることは難しいかもしれないが、事業を進めるにあたって発生する廃棄物について適切に処分することなどを事業者に指導いただきたい。

本件の方法書には、風力発電機の建て替え及び新設を行う旨が記載されている。建て替

えが事業の一部であれば、既設風車の解体は事業の一部だと思う。県には、そうしたことに配慮して指導いただきたい。

(委員)

太陽光発電事業も含め再エネ事業の場合、設置計画を立てる際に、廃棄まで含めて環境影響評価を実施するべきと考えるが、私が知る限り、そこまで考えて事業が実施されているものはない。他の再エネ事業における撤去後の廃棄物について、環境影響評価に含めてほしいと環境省で議論したことがあるが、含まれていない。現状、そのような状況であることから、供用後に発生する廃棄物について環境影響評価に含めることは難しいかもしれないが、委員会で議論することは意義のあることと思う。

(委員)

2点伺いたい。1点目は、環境影響評価の手続きにおいて、住民意見に対する回答の義務はあるのか。2点目は、ブレードの破損事故については環境影響評価の範疇ではないのか。ない場合、他の法令で担保されるのか。

(事務局)

1点目については、準備書手続においては事業者が見解を述べる義務があるが、方法書手続においては、回答の義務はない。2点目の安全面については電気事業法で担保されるべきものと認識している。

(委員)

風車の安全面に関する意見は環境影響評価と直接関係ないかもしれないが、洋上風力発電事業において、近年の気象の激甚化を踏まえて設計することを求める意見は出したことがあったと記憶している。落雷に関して意見された事例はないか。

(事務局)

全国すべての事例を調べてはいないが、知る限り落雷に関して意見を出しているものは見たことはない。

(委員)

資料5の2ページの3(2)水文環境に関する意見について、地下水への影響はもちろん懸念されるが、工事の実施に伴い地盤沈下や変形が起こることも懸念されると思うので、地盤に関する観点も入れたほうがよいと思うがどうか。

工事の詳細が分からない中で、どれほど地盤に関して影響があるかは明らかでないが、地下に廃棄物が埋まっている可能性がある場所であることも踏まえると、地盤が均一でないことも想定されるので、地盤について配慮するような書きぶりになると良いと思う。

(事務局)

御指摘のとおり、地盤については、工事の影響がどの程度かわからないという観点で懸念があると言えるため、地盤沈下や変形といった文言を盛り込むことを検討したい。

(委員)

方法書の11ページには、風車の基礎の概要については記載があるが、風車の地下の深度については記載が無い。現時点で風車の機種が未定なので、どの程度の深さとなるかわからないため記載しないということであると思うが、出力が4,000～5,000キロワットと記載されていることから、ある程度の想定はできるものと思う。想定する深度が分かっているにも関わらず、記載しないのはいかがなものかと思う。また、事業計画についても未定の箇所が多すぎて、適切に審議することが難しい。事業者は環境影響評価を軽視しているのではないかと感じる。

(委員)

意見の修正内容について、地盤への影響が懸念されるという言い方ではなく、「どれくらい沈下が発生するか数値を示すこと」など、定量的な予測を求めるものとする事は可能か。

(事務局)

委員の懸念や思いは理解している。事業計画をきちんと決めてから環境影響評価手続を行ってほしいということだと思うが、事務局としてもそのような思いのもと、「2 事業計画」に意見を記載したところである。具体的にどこまで事業者に記載いただくかは、事業者と今後詰めていきたいと思う。書くべきものは書いてもらうように指摘したいと考えている。

(委員)

事業計画が決まっていないものであっても、事業者から提出された図書については、県は制度上審議を拒否できず、手続きを進めなくてはならない。そうした状況下で、事業計画への意見では、県として指摘できることを最大限記載いただいたと思う。

(委員)

方法書の214ページの工事の実施に伴う活動要素区分において、「樹木の伐採」及び「切土又は盛土」の項目が選定されている。資料5の4ページの3(5)の生態系に関する意見で、「必要に応じて」と記載があるが、この文言は不要でないか。事業者が生態系を項目選定しない理由は、施工予定地がもともと畑だったからということだと思うが、そもそも生態系は畑も含めて考えるべきものである。必要に応じてではなく、環境影響評価項目に選定していただきたいと思う。

(事務局)

生態系への影響がどの程度あるのか判断が難しかったため、意見は安全側で記載したが、御指摘を踏まえ、修文を検討する。

(委員)

騒音及び超低周波音について、周辺の風車との重畳的な影響を評価することは技術的に可能なのか。

(委員)

騒音計を用いて騒音を測定すればよいので、技術的には可能であるが、どこまでの距離で測定が必要かは要検討と思う。単純計算だと、距離減衰により2 km離れば一般的には影響がないと思うが、一番近隣の住宅で測定するなど測定場所を検討していただければよいと思う。

(委員)

意見が出尽くしたので、質疑応答は終了とする。